## 新 旧 対 照 表

旧(現 行)	新(改 定 案)
県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 (説明請求に対する回答) 第5 技術管理課長又は出先機関の長は、第4に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式4により回答するものとする。 2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の回答をする場合においては、本庁契約の工事にあっては県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会設置要領(平成25年3月29日付け技第274号の7)、機関契約の工事にあっては県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領(平成25年3月29日付け技第274号の7)に基づき、それぞれ設置された委員会での審議を経るものとする。  附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則	県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程 (説明請求に対する回答) 第5 技術管理課長又は出先機関の長は、第4に規定する説明を求められた場合、速やかに別記様式4により回答するものとする。 2 技術管理課長又は出先機関の長は、前項の回答をする場合においては、本庁検査の工事にあっては県土マネジメント部建設工事成績評定評価委員会設置要領(平成25年3月29日付け技第274号の7)、機関検査の工事にあっては県土マネジメント部出先機関建設工事成績評定評価委員会設置要領(平成25年3月29日付け技第274号の7)に基づき、それぞれ設置された委員会での審議を経るものとする。  附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
1.5	1.5